



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 一仁
(コード番号 9706 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員財務本部長 神宮寺 勇
(TEL. 03 - 5757 - 8409)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 24 日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社グループは、1953 年の創業以来、公共性の高い旅客ターミナルの建設、管理・運営を担う民間企業として、社会的責任を果たすべく「公共性と企業性の調和」を基本理念として掲げ、旅客ターミナルの利便性、快適性及び機能性の向上に取り組んでまいりました。

当社グループが事業の基幹とする羽田空港は、訪日外国人旅客数の増加等を背景に、2025 年の旅客数が過去最多の約 9,100 万人となり、日本国内で第 1 位、世界の空港でも第 3 位に位置するなど、高い利用実績を有しております。また、国が目標とする 2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人に向けて、羽田空港は日本の基幹空港としての更なる競争力向上が期待されており、官民一体となった投資が進められております。

当社は、中期経営計画（2026～2030 年度）の 5 年間を「企業変革期」と位置づけ、安定需要下における質的成長の実現によって、キャッシュ・フロー創出力の強化と関係者牽引力の強化を図ってまいります。そして、キャピタル・アロケーションについては、事業の収益性向上に加え、成長投資、財務健全性及び株主還元の最適なバランスを追求していく方針です。

当社は、本邦株式市場で政策保有株式の縮減が進む中、当社株式に対する需給悪化への懸念が株価を下押ししている可能性があるものと認識しており、今般、売出人となった株主様より当社株式の売却意向を確認したため、円滑な売却機会を提供するとともに、市場価格への影響を緩和するべく本売出しを実施することといたしました。

本売出しは、政策保有株式の縮減を通じて株主構成の見直しを進め、株式流動性の向上及び需給悪化懸念の解消を図るものであり、あわせて、資本市場との対話の深化を通じて、資本コストを意識した経営の浸透を後押しするものと考えております。当社は今後とも、成長投資と株主還元の適切なバランスを図りながら、中長期的な株主価値の向上に努めてまいります。

また、当社は、本日付の取締役会決議により、取得株式の総数 3,500,000 株及び取得価額の総額 150 億円をそれぞれ上限とする自己株式の取得及び取得した自己株式の全株式数の消却を決定いたしました。詳細は本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）売 出 株 式 の 当社普通株式 10,028,400 株
種 類 及 び 数

（２）売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	氏名又は名称	売出株式数
	株式会社みずほ銀行	1,650,000 株
	株式会社三菱UFJ銀行	1,563,800 株
	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託（日本通運口） 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,500,000 株
	大成建設株式会社	1,331,000 株
	株式会社三井住友銀行	871,200 株
	京浜急行電鉄株式会社	707,800 株
	清水建設株式会社	700,000 株
	東京海上日動火災保険株式会社	621,400 株
	東京瓦斯株式会社	580,800 株
	株式会社高島屋	290,000 株
	株式会社りそな銀行	112,400 株
	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	100,000 株

（３）売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 9 月 2 日(水)から 2026 年 9 月 7 日(月)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）

（４）売 出 方 法 野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社が共同で行うものとする。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及びアジア

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

を中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 一仁に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,504,200株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から1,504,200株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 田中 一仁に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 1,504,200 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,504,200 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 9 月 28 日（月）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 9 月 28 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記記載の取引に関し、野村證券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である京浜急行電鉄株式会社、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託（日本通運口）再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行、大成建設株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社並びに当社株式を信託財産とする退職給付信託の委託者である日本通運株式会社は野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びみずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。